（道路脱炭素化基本方針に関する準備行為）

第二条　国土交通大臣は、この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の道路法第四十八条の六十六第四項の規定の例により、同条第一項に規定する道路脱炭素化基本方針の案について環境大臣その他の関係行政機関の長に協議することができる。

（負担金等の強制徴収に関する経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の道路法第七十三条の規定は、施行日以後に徴収する道路法第七十三条第一項に規定する負担金等並びに同条第二項に規定する手数料及び延滞金について適用し、施行日前に徴収した当該負担金等並びに当該手数料及び延滞金については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項第一号イ中「第五十八条第一項」を「第五十五条の二、第五十八条第一項」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第七条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第四十八条の二十二第三項」を「、第四十八条の二十二第三項又は第四十八条の二十九の五第二項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一号ホ中「第六項」を「第七項」に改める。

第九条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一号ホ中「第七項」を「第八項」に改める。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

政令

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十八号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六号及び第六十九条第八号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改める。

附　則

この政令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十一号）の施行の日から施行する。

外務大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　石破　茂

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十九号

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第九項、第二十七条第一項から第三項まで及び第五項、第四十八条の十九第二項及び第三項並びに第五十三条第一項、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第四項及び第五項並びに第五十四条第一項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項並びに日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十六条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項の表一の項中「、第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に改め、同表九の項中「第五十条第六項及び第七項」を「第五十条第七項及び第八項」に改め、同表十一の項中「第五十条第七項」を「第五十条第六項」に改め、同表第三項の表四の項中「、第二十八条の二第一項」を削り、同表中二十八の項を二十九の項とし、十七の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十六の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同項を同表十七の項とし、同表十五の項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同項を同表十六の項とし、同表十四の項中「第五十条第六項及び第七項」を「第五十条第七項及び第八項」に改め、同項を同表十五の項とし、同表中十三の項を十四の項とし、七の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表六の項中「第三項」の下に「、第四十八条の六十第二項、第四十八条の六十二第四項」を加え、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六	第二十八条の二第一項	密接関連道路の管理を行う二以上の道路管理者等は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整	密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整